

食品寄附等に関するDX分科会の設置について（案）

令和 6 年 5 月 ● 日

（趣旨）

令和 5 年 12 月 22 日に関係省庁により取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、「未利用食品等の提供（食品寄附）の促進のため、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（ファシリテーター、フードバンク等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされたことを踏まえ、上記ガイドライン等について、官民一体となって法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、とりまとめる場として、「食品寄附等に関する官民協議会」が設立されたところ。

同ガイドラインにおいては、食品寄附関係者のデータベース化（ベース・レジストリの作成）や、食品寄附関係者同士におけるデータやシステムの連携を進め、食品寄附に関する様々な資源のマッチングを図ること、地域の食品寄附関係者の連携協力を促進することなどを盛り込むこととしている。

そのため、官民協議会の下に、新たに専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関するDX分科会」（以下「DX分科会」という。）を設け、食品寄附関係者に係るデータベース化や、食品寄附に係るデータ・システム連携等についての専門的議論を行うものとする。

（構成員）

DX分科会は、別表に掲げる官民協議会の構成員の一部及び専門委員をもって組織する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

（議事の取扱い）

DX分科会の議事は原則非公開とした上で、議事概要を作成し、提出資料とともに公表する。

（事務局）

分科会に係る事務は、消費者庁及び消費者庁から業務を受託した事業者が行う。

食品寄附等ＤＸ分科会 構成員名簿（案）

（※官民協議会の構成員の一部に、適宜専門委員を追加する。）

【民間団体・自治体】食品関連事業者や食支援団体、地方自治体など

【有識者・ＤＸ事業者】食品寄附の現場に詳しい有識者、ＤＸに詳しい事業者 など

【政府】消費者庁、農林水産省、厚生労働省、こども家庭庁、経済産業省、デジタル庁
など

※構成員については、今後、事務局において個別に調整。